

居住実態が把握できない児童に関する台東区の実施について

住民基本台帳に記録があるが、乳幼児健診等を受けていない、児童手当等の通知が届かない、就学状況が不明であるなどのことから、児童の居住実態が把握できない場合がある。

そのような児童の家庭については、養育支援が特に必要である可能性も考えられるため、当該児童の所在の把握に取り組んでいる。

1. 区の体制及び実施について

これまで、教育委員会、保健所、子育て支援課において、情報共有しながら、家庭訪問、保育園・幼稚園等の在籍確認、出入国照会、前住所地調査等を実施し、所在の把握・対応を行ってきている。

今後、より早期の段階における情報の一元化、役割分担の明確化を図り、関係部署間の連携体制の更なる強化による迅速な対応に努めていく。

2. 居住実態が把握できない児童数（平成26年8月13日時点）

5 人

[参 考]

居住実態不明児童数（A） （平成26年5月1日時点）	Aのうち把握ができていない児童数	
	7月8日時点	8月13日時点
29人	22人	2人